

2009年2月2日

～ Timely send useful infomation ～

Zenken通信 (vol. 2)

▽ 今回のお届け情報

Title: 長崎県「最低制限価格の算定式をより簡便に」

Outline

添付資料P1～3

Zenken通信vol.1（平成21年1月30日）でお届けしました、「長崎県の最低制限価格引き上げ」の情報ですが、長崎県は、当初発表した最低制限価格の算定式について、すべての工種に適用可能となるよう、設計金額を用いた簡便式に変更しましたのでお知らせします（設計金額2億円以下の工事は変更ありません。）。

これにより、最低制限価格は以下のとおりとなります。

		(当初)		(変更後)
・ 10億円の工事	→	予定価格の約89.0%	⇒	約88.9%
・ 5億円の工事	→	予定価格の約89.7%	⇒	約89.6%
・ 2億円以下の工事	→	予定価格の約90.0%	⇒	変更なし

担 当 : 事業企画課 林

平成21年1月30日

担当課名	建設企画課
内線番号	3027
直通番号	894-3027
担当者名	山口、田淵

最低制限価格引き上げの考え方について

去る1月22日、現在の最低制限価格に、新たに企業の本社経費に相当する一般管理費について、その4割程度を加えた最低制限価格の試行を開始すること、および、算定式の考え方についてお知らせしたところです。

この度、その考え方に基づき、すべての種類の工事に適用が可能となるよう、設計価格を用いた簡便式に変更したので、新しい算定式をお知らせします。

今回の最低制限価格の引き上げは、過当競争による最低制限価格付近での応札から、落札率が低下し、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じていることに加え、経済、雇用情勢が一段と厳しくなっている現状を考慮したものです。

これにより、最低制限価格は、10億円の工事で88.9%、5億円の工事で89.6%、2億円以下の工事で90.0%になります。

1. 最低制限価格の考え方（変更）

（2億円を超える場合）

設計金額 $\times \alpha$

※ $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{億円}) / 1,000$

（2億円以下の場合）

設計金額の90%

※1月22日に発表した算定式

現行の最低制限価格 + 一般管理費 $\times 40\% \times \alpha$

（ $\alpha = 1.25 - 1.1 \times \text{一般管理費} / 1 \text{億円}$ ）

2. 試行期間

平成21年2月1日から当分の間とする。

3. 対象工事

平成21年2月1日以降に入札公告、又は入札執行通知する、競争入札に付するすべての工事（WTO対象工事を除く）

【別紙】

平成21年 1月27日

各 位

長崎県 土木部 建設企画課

建設工事における最低制限価格の引き上げの試行について（お知らせ）

過当競争による最低制限価格付近での応札から、落札率が低下し、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じていることに加え、経済、雇用情勢が一段と厳しくなっている状況を考慮し、最低制限価格の引き上げの試行を実施することとしましたので、お知らせします。

変更内容

最低制限設計価格（税抜き）の算出式の変更

工 事 区 分	【 現 行 】	【 変 更 後 】
土木工事	直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費×75%	【2億円を超える場合】 設計金額× α 【2億円以下の場合】 設計金額の90%
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	直接工事費 + 間接労務費 + 工場管理費×75%	【2億円を超える場合】 設計金額× α 【2億円以下の場合】 設計金額の90%
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事	設計金額の85%	設計金額の90%
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	9.5/10 × 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場経費×75%	【2億円を超える場合】 設計金額× α 【2億円以下の場合】 設計金額の90%
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	設計金額の75%	設計金額の80%

※ $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{億円}) / 1,000$

α は、小数第5位以下切り捨て

※ 2億円を「超える」か「超えない」かは、設計金額が基準です。
なお、設計金額は「税抜き」です。

施行期

平成21年 2月 1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から適用します。

【注意事項】

最低制限価格（税抜き）は、現行のとおり、上記で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き）としますので、ご注意ください。

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

制定 平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号

1. 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、WTO 対応工事や国からの受託工事等の低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。ただし、その額が設計金額（税抜き。以下同じ。）の 3 分の 2 に満たない場合は設計金額に 3 分の 2 を乗じた額とする。

工 事 区 分	最 低 制 限 設 計 価 格
土 木 工 事	【2 億円を超える場合】 設計金額 $\times \alpha$ $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{ 億円}) / 1,000$ ※ α は、小数第 5 位以下切り捨てる。
鋼橋及び鋼製の 横断歩道橋等の 工場製作工事	
建築工事（建築 関連の電気設備 工事、機械設備 工事を含む）	【2 億円以下の場合】 設計金額の 90 %
土木関連の電気 通信設備工事、 機械設備工事	設計金額の 90 %
建築関連の搬送 設備工事及び解 体工事	設計金額の 80 %

3. 最低制限価格（税抜き）

上記 2 で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 試行期間

平成 21 年 2 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。